

孺恋村

ツキノワグマ出没対応マニュアル

令和8年3月

孺恋村役場

目次

1.	はじめに.....	1
2.	本マニュアルの目的.....	1
3.	ゾーニング管理.....	1
4.	クマ出没対応の種類.....	3
	(1) 行動の監視.....	4
	(2) 追い払い.....	4
	(3) 有害鳥獣捕獲 一貫・銃器捕獲.....	6
	(4) 緊急銃猟.....	6
	(5) 夜間銃猟.....	7
	(6) 出没対応時の注意事項.....	9
5.	クマ出没対応に必要な体制づくり.....	10
	(1) 役割分担.....	10
	(2) 装備.....	13
	(3) 保険.....	13
6.	クマ出没対応の判断と流れ.....	14
	(1) クマ出没対応の判断.....	14
	(2) 緊急銃猟の流れ.....	15
7.	クマ出没対応後の処理.....	16
	(1) 損失補償手続.....	16
	(2) 緊急銃猟実施報告書の作成.....	16
	(3) 実施したクマ出没対応の検証.....	16
8.	関係者リストと連絡網.....	17
	(1) 関係者リスト.....	17
	(2) 連絡網.....	18
9.	各種記入様式.....	19
	(1) 様式1：目撃情報記録用紙.....	19
	(2) 様式2：装備リスト.....	20
	(3) 様式3：クマ出没対応判断シート.....	21
	(4) 様式4：捕獲条件リスト.....	23
	(5) 様式5：現場記録用紙.....	24
	(6) 様式6：報告書（環境省 2025 作成）.....	25
	参考資料.....	32

1. はじめに

嬭恋村は群馬県の北西端に位置し、周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた平均標高 1,000m の高原地帯である。村の総面積の約 7 割を豊かな森林が占めており、野生動物にとって良好な生息環境となっている。特に村内を流れる吾妻川やその支流といった河川沿いは、山林から人里や農地へと繋がる重要な移動経路となっており、近年ではこれら河川周辺や住宅地付近でのクマの目撃情報が数多く寄せられている。

近年の傾向として、村内全域でクマの目撃件数が増加しており、活動範囲が標高の低い地域や居住エリアへと拡大している。これに伴い、村の基幹産業である農業への影響も深刻化し、トウモロコシやキャベツといった特産物が食害に遭う事例が相次いでいるほか、市街地での遭遇や養魚場への侵入など、住民の安全と地域経済の両面で大きな脅威となっている。

現在、村内のクマ対応は「猟友会」が中心となり、被害発生地へのクマ捕獲檻の設置や捕殺、追い払いといった対策にあたっているが、出没頻度の増加や被害の広域化・深刻化により、現状の体制だけでは対応が困難になりつつある。今後さらなる被害の増加が予測される中で、迅速かつ安全な初動対応を継続していくためには、現場の判断基準を明確にし、行政、猟友会、鳥獣被害対策実施隊（以下、実施隊）、警察等の関係機関がより緊密に連携できる体制の構築が不可欠である。

2. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、地理的・環境的背景と現場の課題を鑑み、嬭恋村内においてツキノワグマ（以下「クマ」）が出没した際、対応にあたるすべての関係者が、冷静かつ迅速に行動できるよう支援することを目的とする。関係者は事前に全体の流れを把握し、事案発生時には巻末のチェックリストおよびフローチャートを参照することで、即応できる体制を整えておくこと。

また、本マニュアルは環境省作成「緊急銃猟ガイドライン（令和 7 年 7 月）」および群馬県作成「群馬県ツキノワグマ出没対応マニュアル（令和 7 年 10 月）」の内容を簡潔に網羅している。本計画でカバーしきれない事項の習得を含め、年 1 回程度、座学と実地を組み合わせた講習会を実施し、習熟を図る。

3. ゾーニング管理

環境省は、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人間と動物の棲み分けを図ることを目的に地域を区分（ゾーニング）し、それぞれのゾーンの管理目標のもとで施策等を実施していくことを推奨しており、これを野生動物に対するゾーニング管理という。

クマ類において、地域個体群の保全や分布域の連続性を担保しながら、農林水産被害や人身被害の発生などの人間との軋轢を軽減していくためには、人間活動を優先するゾーン『排除エリア』、クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止する『管理強化エリア』、クマの生息地のうちコア生息地を除いた地域である『緩衝地帯』、地域個体群の安定的な維持を図

ることを目的に確保する地域である『コア生息地』、を設定し、各ゾーンにおいて適切な管理の方向性を示すことが必要である（環境省 2026）。

本マニュアルでは、この中でも「緩衝地帯」「管理強化エリア」および「排除エリア」にクマが出没した際の対応について説明する。

表 1 ゾーンの区分、目的、定義、区分の考え

区分	目的	定義	区分の考え※
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等 や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河 畔林等を含む。	設定
		排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除 地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生 活圏」が該当。	
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するた めに、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除 対策）を実施するゾーン。	設定
		管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が 該当。	
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン（※緩衝地 帯の中にも排除地域と管理強化ゾーンが設定可能）。	確保
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって 良好な生息環境を保全するゾーン（※コア生息地の中 にも排除地域と管理強化ゾーンが設定可能）。	確保

※線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーンを「確保」とした。

※ 環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和7年度版（案）」より抜粋。

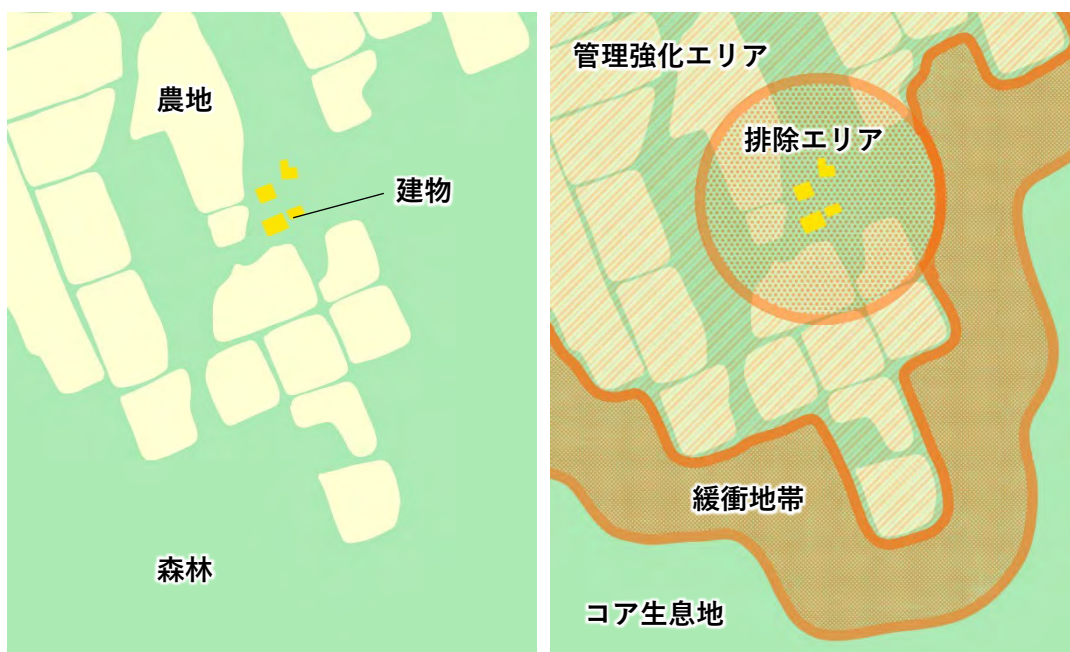


図 1 孺恋村におけるゾーニングの例
(左：ゾーニング前、右：ゾーニング後)

4. クマ出没対応の種類

「緩衝地帯」「管理強化エリア」もしくは「排除エリア」におけるクマの目撃情報が村役場に寄せられた際、「行動の監視」「追い払い」「有害鳥獣捕獲」「緊急銃猟」の段階的に4つの対応方法を設定した(表 2、図 2)。「緊急銃猟」は必要に迫られ、かつ限られた条件の中でのみ実施が可能となる。まずは安全な追い払いを実施できる体制を確立する。

表 2 孺恋村におけるクマ出没対応とゾーニングの関係

クマ出没対応の種類	行動の監視		追い払い		有害鳥獣捕獲				緊急銃猟	
	昼間	夜間	昼間	夜間	罠		銃器		昼間	夜間
コア生息地	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×
緩衝地帯	○	△	○	△	○	○※	○	×	△	×
管理強化エリア	○	△	○	△	○	○※	○	×	△	夜間銃猟
排除エリア	○	○	○	○	×	×	×	×	○	夜間銃猟

○：実施可能 △：実施を推奨しない ×：実施不可

※ 銃器による止め刺しは昼間のみ実施可能。

※ 孺恋村特有の地形を反映させたものなので、環境省が定めるものと異なる。

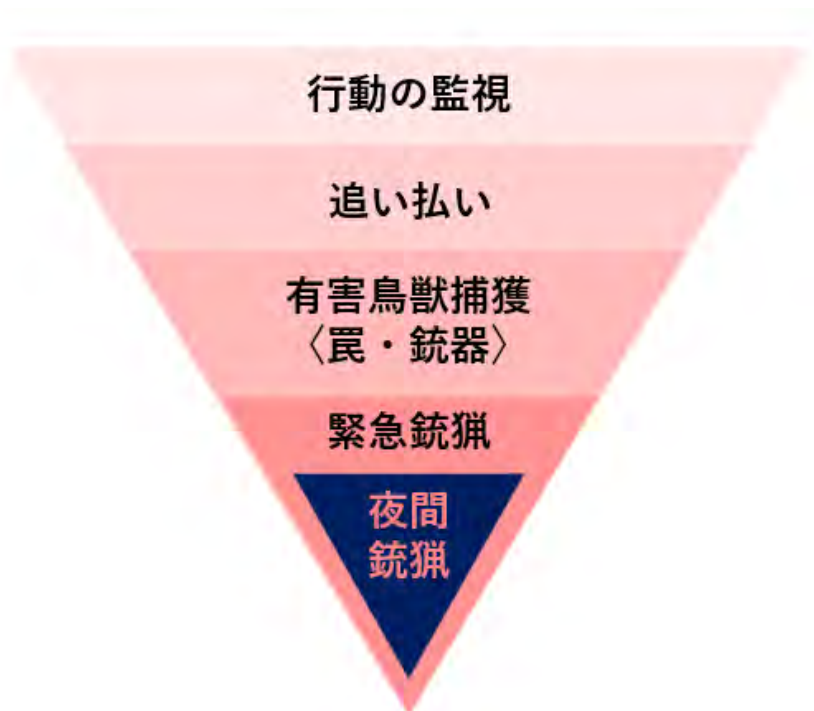


図 2 クマ出没の対応方法と緊急銃猟の位置付け

(1) 行動の監視

クマの行動の監視は、発見時から対応の完了まで行う。建物や車両の中から、もしくはそれらにすぐ避難できる場所から、クマの個体情報、位置情報（民家や人口密集地との距離）、行動を確認・記録し、次の対応を判断する材料とする（様式1）。「緩衝地帯」「管理強化エリア」および「排除エリア」にクマがいる間は「行動の監視」を続け、「コア生息地」へ移動したのち、戻って来る様子が無ければ解除する。

(2) 追い払い

クマが「緩衝地帯」「管理強化エリア」もしくは「排除エリア」にいる場合、実施隊員もしくは事前に講習を受けた者が「追い払い」を行う（表2）。追い払いを行う際は、クマに攻撃される危険性を減らすため、クマを取り囲むことはせず、クマが逃走できる経路を確保する。具体的には、クマが移動してきたと思われる方向、山林や河川などがある方向へ誘導する。なお、誘導するルート上には、作業者は配置しない。また、追い払いの前には、現場付近の人を退去させ、地域住民への注意喚起を行う。クマからの攻撃に備え、ヘルメットやクマ対策防護服を着用し、盾やクマ撃退スプレーを携えて安全を確保する。人を見てもクマが動かない場合のみ、大きな音（ロケット花火、轟音玉、爆竹、エアホーン、笛、大声等）を立てる。「コア生息地」へ入った後は戻ってくる気配が確認されなくなるまで行動の監視を行う。



図 3 安全を確保するための道具の例
(左：盾、右：ヘルメットとクマ対策防護服)



図 4 クマ撃退スプレー



図 5 大きな音を出す道具の例（左から轟音玉、爆竹、エアホーン）

(3) 有害鳥獣捕獲 一罾・銃器捕獲一

「追い払い」を行ってもクマが繰り返し「緩衝地帯」および「管理強化エリア」に出没した場合、そして人畜被害の可能性は高いが緊急性が低い場合には、村長の判断により罾もしくは銃器による「有害鳥獣捕獲」の実施ができる。原則的には罾を用いた捕獲が推奨される。罾を用いてクマの捕獲を行う場合は、必ずクマの捕獲に対応した檻を使用する。捕獲後の対応（放獣・捕殺）は、捕獲許可時に決めておく。捕殺をする場合には、止め刺し方法（銃、薬殺、電気殺等）を決めておく。罾設置場所の近隣住民には、罾を設置することや近づかないことを周知し、注意看板や立ち入りを制限するためのロープ等を設置する。罾設置後は、毎日見回り（可能であれば、無線通信式（Wi-Fi）カメラの設置）を行い、状況を確認する（群馬県 2025）。

一方で、「緩衝地帯」および「管理強化エリア」で、緊急性が高く、事前にクマの「有害鳥獣捕獲」の申請を行っており、捕獲従事者証を所持している捕獲者が、表 3 および表 4 に示す捕獲者条件、発砲条件、地理条件全てを満たした場合のみ、銃を用いた「有害鳥獣捕獲」ができる。

なお、人畜被害の可能性が低い場合においては、村長ではなく知事による許可が必要となる。

(4) 緊急銃猟

「排除エリア」では村長の判断により「緊急銃猟」の実施ができる（「緩衝地帯」および「管理強化エリア」でも実施可能だが、その場合は有害鳥獣捕獲による実施が理想的）。ただし、表 3 および表 4 に示す捕獲者条件、発砲条件、地理条件全てを満たした場合のみ、実施が可能となる。

なお、緊急銃猟を実施する者が証票（ゼッケンなどの外見上携帯していることが明らかなもの）を村長から受け取り、着用することで初めて緊急銃猟が実施可能となる（環境省 2025）。

(5) 夜間銃猟

日没後から日出前の時間帯に緊急銃猟を行う場合は、「夜間銃猟」に該当する。夜間は視界の確保が困難であり、体毛が黒いクマは、暗闇でその姿を視認しにくいいため、作業者の安全性が一層難しくなる。このため、夜間銃猟は日中における有害鳥獣捕獲または緊急銃猟の実施が困難であり、且つ人身被害の可能性がある場合にのみ行う。



図 6 夜間銃猟実施時のイメージ図

※ 環境省「緊急銃猟ガイドライン」より抜粋。

表 3 有害鳥獣捕獲、緊急銃長、夜間銃猟における捕獲者条件

	捕獲者条件	有害鳥獣捕獲(銃)	緊急銃猟	夜間銃猟
法令で定められている必須項目	第一種狩猟免許を所持していること。	●	●	●
	過去1年以内に銃器による射撃を2回以上したものであること。		●	●
	過去3年以内に緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲をした経験があること。		●	●
	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有していること。なお、射撃線から標的までの距離は50mとし、射撃姿勢は問わない。 イ 標的の中心から2.5cm ロ 標的の中心から5.0cm			●
孺恋村必須項目	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了していること。			●
	有害鳥獣捕獲従事者として、クマの捕獲に関与したことがあること。	●	●	●
	孺恋村が開催した緊急銃猟の研修・訓練を受講したこと。		●	●

表 4 有害鳥獣捕獲、緊急銃猟、夜間銃猟における発砲条件と地理条件

	条文	有害鳥獣捕獲	緊急銃猟	夜間銃猟
発砲条件	日出から日没までの間であること。	●	●	
	人の日常生活圏（排除エリア）への侵入		●	●
	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要		●	●
	銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難		●	●
	付近住民等に緊急銃猟実施について、防災無線・訪問等により周知を行い、必要に応じて交通規制も行う。		●	●
地理条件	発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が10軒未満であること。	●	●	●
	発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が10軒以上であること。		●	●
	人、ペット・家畜などの動物、建物、自動車等が、弾丸の到達するおそれのある範囲にないこと。	●	●	●
	安全なバックストップが確保できていること。	●	●	●
	射線上に引火物や爆発物がないこと。	●	●	●

(6) 出没対応時の注意事項

a. クマに対する注意事項

- ① 走らない・急な動きをしない：クマを興奮させる可能性がある。
- ② 一人にならない：クマをより攻撃的にさせる可能性がある。
- ③ クマの逃げ道を確保する：逃げ道がないとパニックを起こしてより攻撃的になる可能性がある。
- ④ 母熊は攻撃性が高いので特に注意し、子熊と離れ離れにならないよう注意する：子熊と離れると、母熊がパニックを起こしてより攻撃的になる可能性がある。

b. 母熊の見分け方

クマは外見で雌雄を判別するのは難しいため、子熊を連れているかどうかで判断するしかない。子熊が単独でいる場合は、周囲に母熊がいる可能性が高いため、細心の注意を払いながら（車両や建物の中から）周囲を探索し、いないことを確認してから追い払いを開始する。反対に、成獣のクマが単独でいる場合も、周囲に子熊が潜んでいてそのクマが母熊である可能性があるため、いずれにしても追い払いを始める前に、行動の監視を注意深く行うことが重要となる。

子熊の大きさ：小型犬～中型犬（～約 25 kg）

若齢・成獣の大きさ：中型犬以上（約 25 kg～）

c. 木に登るなどして膠着状態となってしまった場合

追い払い作業員はクマから離れ、クマが移動開始するまで静かに待機する。追い払い作業員のうち、数名のみクマがいる木の付近へ行き、クマを逃す方向とは反対の方から大きな音を立てる。クマが木から降り始めたら、速やかに木から離れ、待機していた追い払い作業員と合流して追い払いを継続する。

5. クマ出没対応に必要な体制づくり

(1) 役割分担

クマの出没対応は、役場職員と実施隊員が中心となって行う。なお、対応に関わる役場職員および実施隊員は、あらかじめ必要な緊急銃猟に関する講習を受け、対応当日は指揮命令系統に従い、本マニュアルに沿って円滑に行動できるよう努める。出没現場では、原則として現場責任者（役場職員）が状況判断と安全指示を行い、必要に応じて、警察および群馬県職員の応援を要請する。

表 5 クマ出没対応時の役割分担

役割	担当	内容
行動の監視	担当職員	目撃情報のあった現場へ担当職員が行き、情報を共有する。
対応方法の決定※	村長 (農林振興課)	現場の状況を確認し、フローチャートを参考に対応方法(「行動の監視」「追い払い」に加え、捕獲を実施するかどうか)を決定する。
人員配置	農林振興課	決定した対応方法を実施するため、クマの現在地を確認しつつ人員配置を考える。
追い払い	実施隊員 担当職員	必要な装備を揃えて現場に集合し、追い払いルート(クマの逃げ道)について話し合い、決定する。
第一捕獲者	実施隊員	「有害鳥獣捕獲」または「緊急銃猟」を実施する方向で決定した場合、捕獲の準備を整えて証票を受取り、発射地点の選定やバックストップの確保を行う捕獲計画を立てる。
第二捕獲者兼捕獲補助員		
第三捕獲者兼捕獲補助員		
交通規制	役場職員 警察	捕獲者から捕獲計画を共有してもらい、それに従って必要に応じて行う。
非難の呼びかけ		
防災無線での放送	役場職員	

※ 人畜被害の可能性が低い場合、捕獲の実施許可権限は知事になる。



図 7 緊急銃猟実施時のイメージ図

(2) 装備

緊急性が高い作業となるため、必要な装備については、事前に整理し、指定場所に保管しておかなければならない。ただし、別の業務でも使用する物は、当日に準備するものとし、必要予定数を事前に把握し、速やかに取り揃えられる体制を整える。

表 6 クマ出没対応に必要な装備一覧

装備名称		役割				
		行動の監視	追い払い	捕獲者	捕獲補助員	その他
事前に用意できる物	盾	-	●	-	●	-
	クマ撃退スプレー	-	●	●	●	-
	大きな音が出るもの	-	●	●	●	-
	プロテクター	-	-	●	●	-
	緊急銃猟実施資格証（緊急銃猟の場合）	-	-	●	●	-
	証票（緊急銃猟の場合）	-	-	●	●	-
	土地立入等の証票（緊急銃猟の場合）	●	●	●	●	-
	本マニュアル	●	●	●	●	●
	地図	-	-	-	-	●
	双眼鏡	●	-	-	-	-
	メガホン	-	-	-	-	●
	ヘルメット	-	●	●	●	-
	死体回収に必要なもの（船、ブルーシート、手袋）	-	-	-	-	●
当日用意する物	銃	-	-	○	○	-
	捕獲従事者証（有害鳥獣捕獲の場合）	-	-	○	○	-
	無線機	●	●	●	●	●
	車両	●	●	●	●	●
	照明器具	-	●	●	●	●
	ビデオカメラ	-	-	-	-	●

●：村役場が用意する物 ○：個人が用意する物

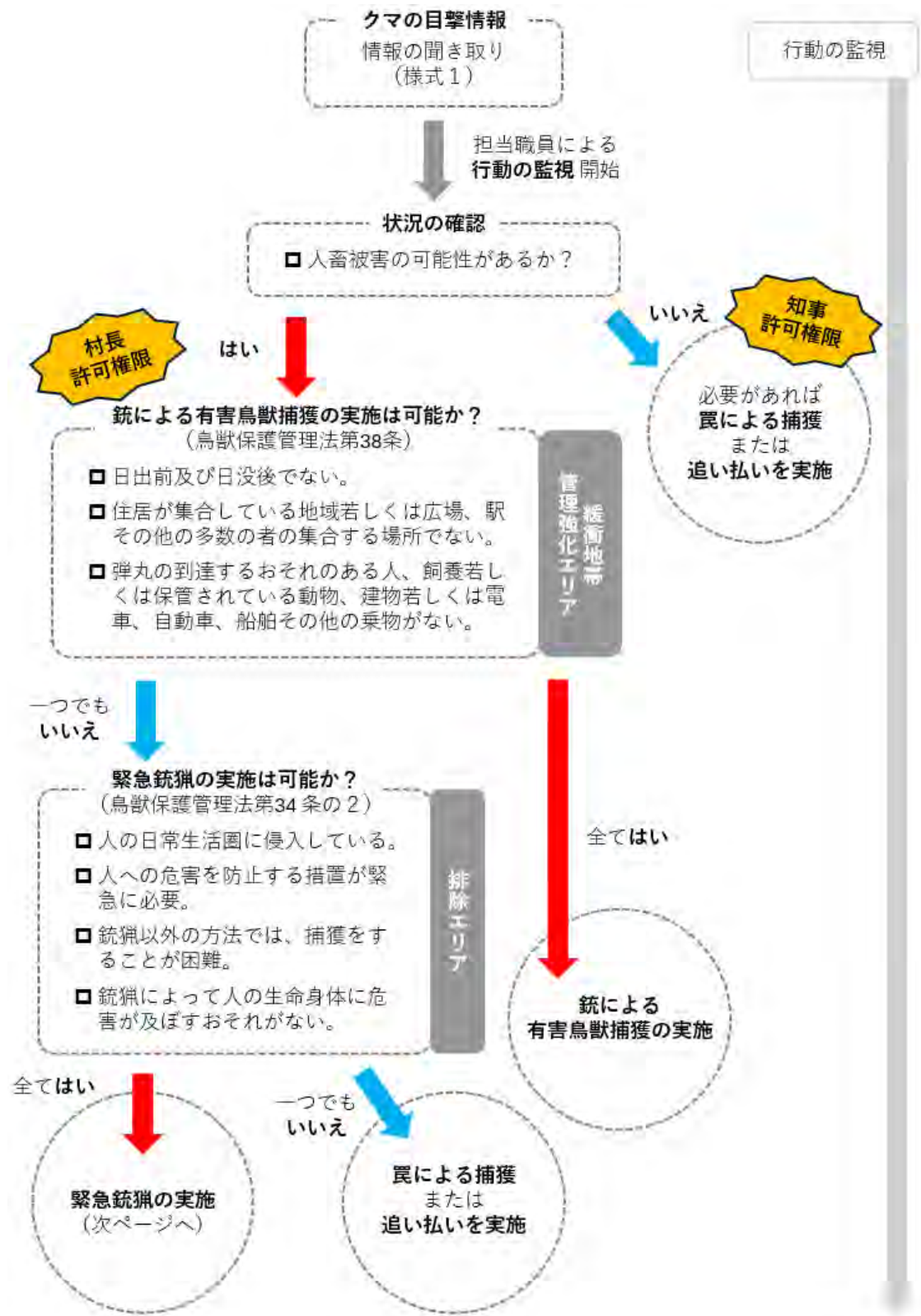
(3) 保険

銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合には、実施者たる村が加入している保険により損失による補償・賠償をおこなう。

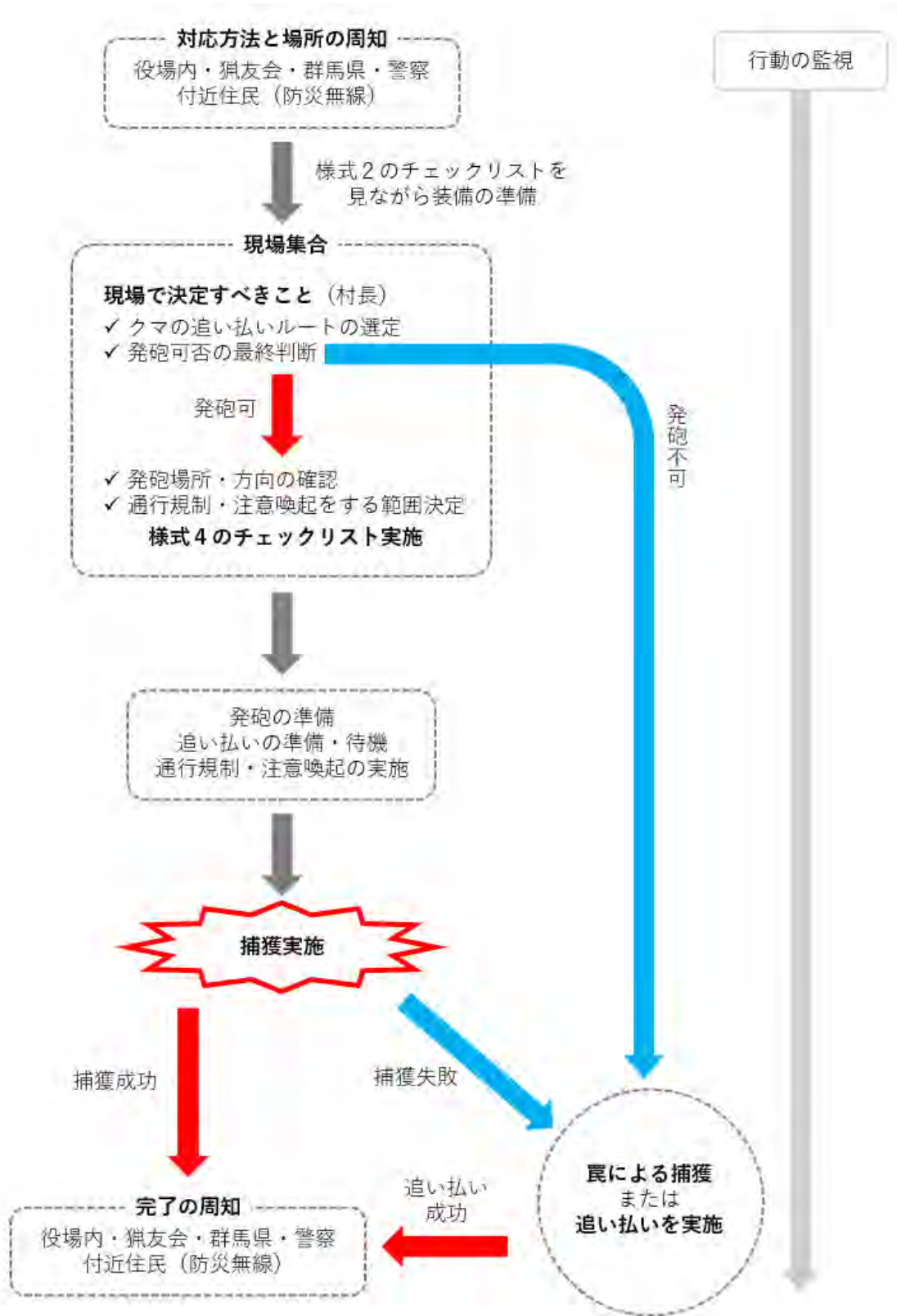
保険の例：東京海上日動「緊急銃猟時補償費用保険」

6. クマ出没対応の判断と流れ

(1) クマ出没対応の判断



(2) 緊急銃猟の流れ



7. クマ出没対応後の処理

(1) 損失補償手続

必要な場合には、損失補償手続を行います。補償の対象は、下記の通りを想定している。

- ・ 発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失（銃猟の結果、クマ等が暴れたことにより生じる損壊を含む）
- ・ 建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益
- ・ 緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失

(2) 緊急銃猟実施報告書の作成

様式6参照

(3) 実施したクマ出没対応の検証

クマの出没対応に関わった各機関の代表者が集まり、行った対応の一連の流れを振り返りながら、改善点や課題点について話し合い、今後のクマ出没対応に反映させる。必要に応じて本マニュアルの内容を書き換える。

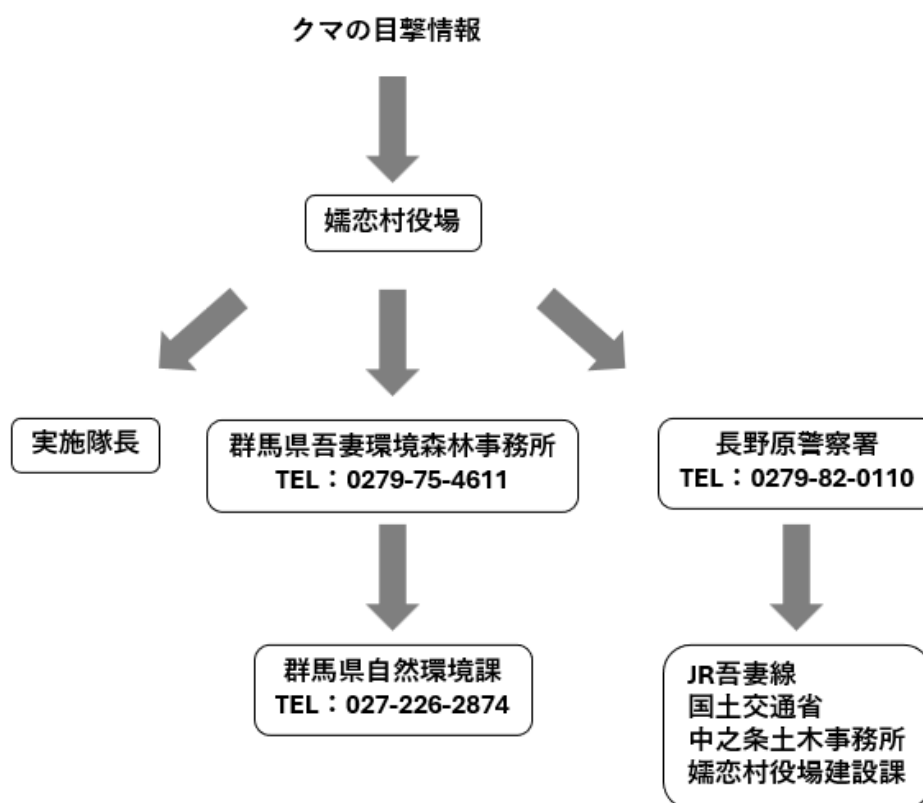
8. 関係者リストと連絡網

(1) 関係者リスト

表 7 クマ出没対応関係者リスト

所属	役職	氏名
嬭恋村役場	農林振興課 課長	
嬭恋村役場	農林振興課 鳥獣被害対策係	
実施隊員	実施隊長	
群馬県	吾妻環境森林事務所	
群馬県	自然環境課	
長野原警察署	署長	
信越自然環境事務所 上信越高原国立公園管理事務所		
交通 規制 を 行 う 場 合	JR吾妻線	
	国道：国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所	
	県道：中之条土木事務所	
	村道：嬭恋村役場建設課	

(2) 連絡網



9. 各種記入様式

(1) 様式1：目撃情報記録用紙

通報を受けた日時： 年 月 日 () 時 分

通報者の情報	フリガナ		電話番号	
	氏名			
通報者から聞き取る項目	動物種		大きさ 頭数	
	発見時		消失時	
	日時	月 日 時 分	日時	月 日 時 分
	場所	民家からの距離： m/人口密集地からの距離： m	場所	民家からの距離： m/人口密集地からの距離： m
	行動	*何をしていたか？ 採餌・休息・移動 その他 [] *人への反応は？ 穏やか・攻撃的・無し その他 []	*何をしていたか？ 採餌・休息・移動 その他 [] *どこへ向かったか？ 北・南・西・東 その他 []	
行動の監視の依頼	担当が現場に到着するまで、車や家の中からクマを監視し続けていただくことは可能か？		はい ・ いいえ	
メモ欄				

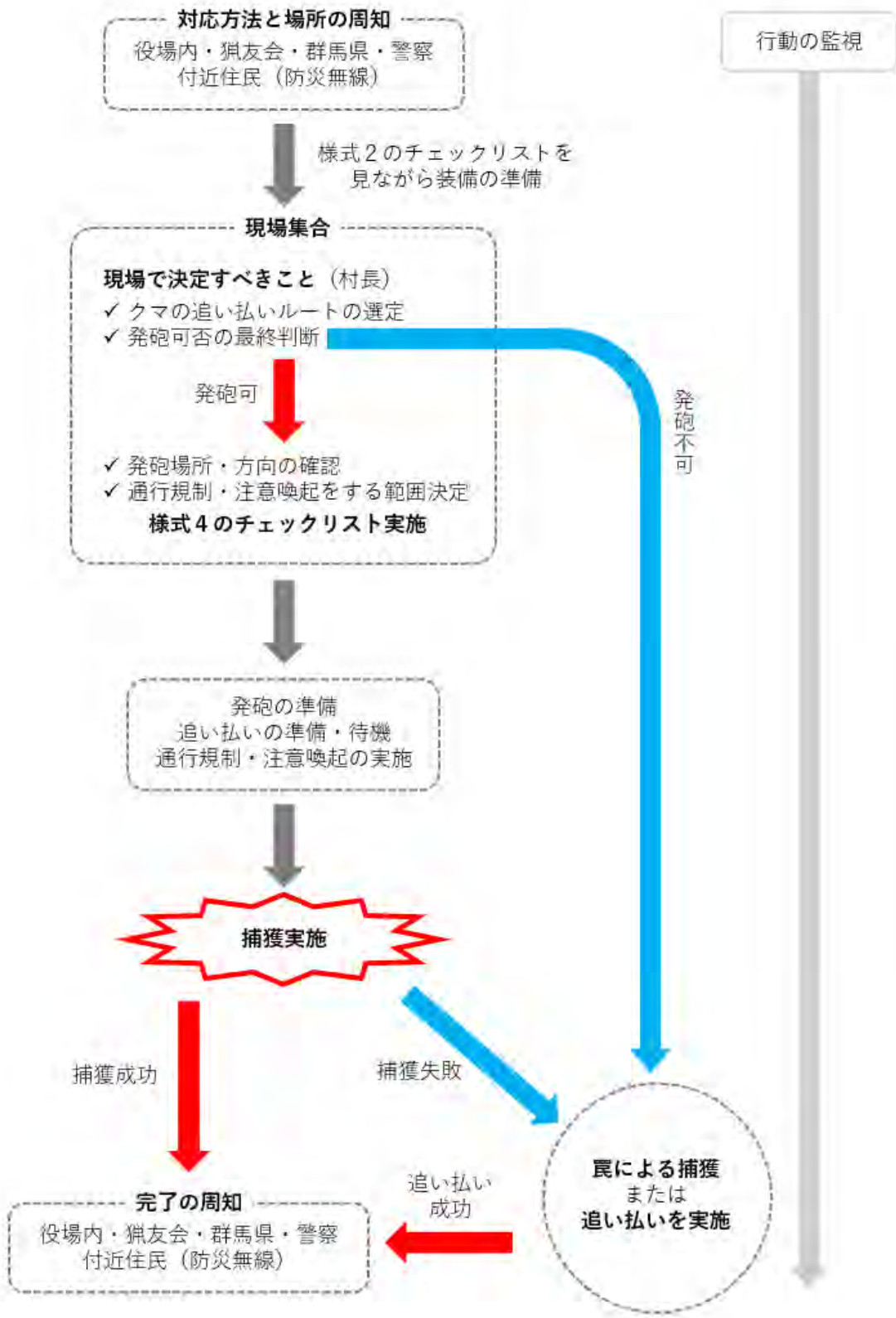
対応方法	行動の監視 ・ 追い払い ・ 有害駆除 ・ 緊急銃猟
------	----------------------------

(2) 様式2：装備リスト

装備名称		役割				
		行動の監視	追い払い	捕獲者	捕獲補助員	その他
事前 に 用 意 で き る 物	盾					
	クマ撃退スプレー					
	大きな音が出るもの					
	プロテクター					
	緊急銃猟実施資格証（緊急銃猟の場合）					
	証票（緊急銃猟の場合）					
	土地立入等の証票（緊急銃猟の場合）					
	本マニュアル					
	地図					
	双眼鏡					
	メガホン					
	ヘルメット					
	死体回収に必要なもの（船、ブルーシート、手袋）					
	当 日 用 意 す る 物	銃				
捕獲従事者証（有害鳥獣捕獲の場合）						
無線機						
車両						
照明器具						
ビデオカメラ						

(3) 様式3：クマ出没対応判断シート





(4) 様式4：捕獲条件リスト

	条文	有害鳥獣 捕獲	緊急銃猟	夜間銃猟
発 砲 条 件	日出から日没までの間であること。			
	人の日常生活圏（排除エリア）への侵入			
	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要			
	銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難			
	付近住民等に緊急銃猟実施について、防災無線・訪問等により周知を行い、必要に応じて交通規制も行う。			
地 理 条 件	発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が10軒未満であること。			
	発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が10軒以上であること。			
	人、ペット・家畜などの動物、建物、自動車等が、弾丸の到達するおそれのある範囲にないこと。			
	安全なバックストップが確保できていること。			
	射線上に引火物や爆発物がないこと。			

(6) 様式 6 : 報告書 (環境省 2025 作成)
(記入例)

緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合(目安: 3 日程度を超える場合)には、★印のある回答項目のみまずにご回答いただき、後日(目安: 1 週間以内程度)、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時 (★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。
令和 7 年 10 月 26 日 (日) 7 時 35 分、令和 7 年 10 月 26 日 (日) 7 時 40 分

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10 進法)	※緯度経度については、GPS 又は地図から読み取った情報を記載下さい。 36.2919、138.2746
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他() 住宅間の畑
緊急銃猟を実施した場所の状況	※例) 山林から 100m 離れた農地。視界は良い。 山林沿いの集落で住宅間の畑。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。 別添のとおり

(3) 天気

晴れ、くもり、雨、その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類(★)	ツキノワグマ	頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)	1	年齢	5	性別	オス <input checked="" type="radio"/> メス <input type="radio"/>
----------	--------	-------------------------------	---	----	---	----	--

大きさ	全長	150cm	体重 (実測 目測)	80kg	前掌幅 (クマ類に限る)	1 0 cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 <u>特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料</u> 」Box4 も必要に応じて参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
個体識別に係る DNA 検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2 (2) に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。

- ・10月26日(日)6時30分、住民から嬭恋村田代〇〇付近において、イノシシ捕獲用の箱わなにツキノワグマ1頭が錯誤捕獲されているのを村民が発見し通報があった。すぐに実施隊長へ連絡した。
- ・6時45分役場職員と実施隊員3名が現場に到着。
- ・今回使用したイノシシ用箱わなは旧式の箱わなであるため、クマ脱出用の穴がついていなかった。また、クマは人間を認識し非常に興奮している状態のまま箱内で突進を繰り返していた。
- ・状況確認後、6時50分に長野原警察署へ連絡し情報共有を行った。
- ・緊急銃猟以外の方法について検討したが、クマの興奮状態と檻の耐久を考慮し迅速な排除が適切な行動であると判断し緊急銃猟の準備をおこなった。
- ・7時10分、現場の嬭恋村長の判断でクマの緊急駆除を発令した。
- ・7時12分、群馬県吾妻環境森林事務所長へ連絡し、状況を伝えた。
- ・7時15分、役場職員の指示により、実施隊員が周辺の住民へ自宅避難の誘導を行った。
- ・7時16分、長野原警察署から2名の警察官が到着し、7時18分には嬭恋交番所長も到着。
- ・7時30分、警察官へ緊急銃猟の実施を伝え、現場周辺の交通規制をおこなった。
- ・7時30分、周辺住民の屋内退避完了を確認。
- ・捕獲者は役場職員のため、再度、緊急銃猟について確認をおこなった上で、捕獲者要件と「緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)」を確認した。署名後、証票を身につけた。
- ・銃を檻の上から畑に向ける状態でバックストップを形成し、捕獲者のタイミングで発砲をおこなった。

- ・ 7時35分、1発目を発砲し、クマの顔に命中
- ・ 7時37分、命中後、様子を見ていたがクマがまだ動いていたため、7時40分、畑をバックストップにして2発目を発砲した。
- ・ 7時42分、クマの死亡を確認。
- ・ 7時55分、通行制限を解除した。
- ・ 捕獲者と実施隊員で安全確認を行ったところ、跳弾は無く、弾丸はクマの身体に入っていることを確認した。
- ・ 同時に損失確認も行い、損失がないことを確認。
- ・ 箱わなからクマを軽トラックへ乗せ搬出し、終了。

(3) 危険鳥獣による被害状況(★)

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。
住宅の敷地に植えてある柿の木

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足(役職や所属、その他関連情報)
捕獲者	実施隊員1名	捕獲者は村役場職員
捕獲者をサポートする者	無し	※村役場職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	村長1名	※役職や所属は記載下さい。

通行制限を行う者	警察に依頼	※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
住民への避難を呼びかける者	実施隊員より2名	※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
緊急銃猟の様子を記録する者	無し	※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者	村長1名	※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者	実施隊員より3名	※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

--

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

現場の監視 通行禁止区域に対するの助言等 通行禁止・制限を実施

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）散弾銃	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）スラッグ弾	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい 1m
バックストップの材質	畑	捕獲者とバックストップとのおおよその角度	45～60度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。発砲位置から約100mの範囲で通行禁止・制限を実施、住民への避難指示については、緊急銃猟実施前に箱なから脱出する可能性があったため屋内避難をお願いしていた。				
概況図	※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドラインP80～「事例」についても参考にして下さい。 ※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。				

	別添のとおり
緊急銃猟の実施に係る対応履歴	<p>※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2（2）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日（日）6時30分、住民から婦恋村田代〇〇付近において、イノシシ捕獲用の箱わなにツキノワグマ1頭が錯誤捕獲されているのを村民が発見し通報があった。すぐに実施隊長へ連絡した。 ・6時45分役場職員と実施隊員3名が現場に到着。 ・今回使用したイノシシ用箱わなは旧式の箱わなであるため、クマ脱出用の穴がついていなかった。また、クマは人間を認識し非常に興奮している状態のまま箱内で突進を繰り返していた。 ・状況確認後、6時50分に長野原警察署へ連絡し情報共有を行った。 ・緊急銃猟以外の方法について検討したが、クマの興奮状態と檻の耐久を考慮し迅速な排除が適切な行動であると判断し緊急銃猟の準備をおこなった。 ・7時10分、現場の村長の判断でクマの緊急駆除を発令した。 ・7時12分、吾妻森林環境事務所長へ連絡し、状況を伝えた。 ・7時15分、役場職員の指示により、実施隊員が周辺の住民へ自宅避難の誘導を行った。 ・7時16分、長野原警察署から2名の警察官が到着し、7時18分には婦恋交番所長も到着。 ・7時30分、警察官へ緊急銃猟の実施を伝え、現場周辺の交通規制をおこなった。 ・7時30分、周辺住民の屋内退避完了を確認。 ・捕獲者は役場職員のため、再度、緊急銃猟について確認をおこなった上で、捕獲者要件と「緊急銃猟時の確認チェックリスト(法令関係)」を確認した。署名後、証票を身につけた。 ・銃を檻の上から畑に向ける状態でバックストップを形成し、捕獲者のタイミングで発砲をおこなった。 ・7時35分、1発目を発砲し、クマの顔に命中 ・7時37分、命中後、様子をみていたがクマがまだ動いていたため、7時40分、畑をバックストップにして2発目を発砲した。 ・7時42分、クマの死亡を確認。 ・7時55分、通行制限を解除した。 ・捕獲者と実施隊員で安全確認を行ったところ、跳弾は無く、弾丸はクマの身体に入っていることを確認した。 ・同時に損失確認も行い、損失がないことを確認。 ・箱わなからクマを軽トラックへ乗せ搬出し、終了。

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無(★)		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
発射弾数	2	命中弾数	2
		貫通弾数	0
跳弾等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	跳弾の状況	
物損の有無		有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
物損がある場合の今後の対応			
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。		

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
緊急銃猟以外の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
捕獲等以外(追い払い等)の方法による人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの作成の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	対応マニュアルの作成に関する状況	作成予定
権限委任等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	権限委任等の状況 (委任等をしている場合にはその方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	捕獲者の確保の状況	実施隊員数名
訓練・研修等の実施の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	訓練・研修等の実施状況	緊急銃猟の訓練は未実施だが、昨年、クマ出没訓練を実施
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容	東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社		
交付金の利用状況	無し		

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

初めて緊急銃猟を実施したが、発見からクマの射殺まで迅速に対応できた。ただマニュアルの作成途中であったり、手順の確認等の準備不足も感じた。今後については、実施隊員や関係機関と連携し、担当者も緊急銃猟に対して一刻も早く理解を深められるように努める。

参考資料

環境省. 2026. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和7年度版（案）.

群馬県. 2025. 群馬県ツキノワグマ出没時対応マニュアル.

環境省. 2025. 緊急銃猟ガイドライン.

環境省. 2025. 緊急銃猟実施報告様式.

